

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

氏名前（福丸 存之）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

条例がなくても差別のない社会が必要です。  
条例を作ると条例以上のことは必要ないという狭い考え  
になるおそれがあると考えますので。

1-②

1. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

上記と同主旨です。

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない

4. その他 [ 当事者の方の意見を聞きましてかたがたの  
判断はにくいです。 ]

その理由

4-②

1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他 [

その理由

2. 茨木市役所での障害者雇用について

- 1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
- 2. 茨木市役所の障害者雇川は、現在のままでいい
- 3. どちらとも言えない

④ その他 [ 現状の問題点を詳しく理解しておきたい。 ]

その理由

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
- 2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

市民総合病院は障害者のみならず市全体の医療政策として考えなければならぬ問題です。  
詳細をご教授下さい。

5-②同行援護について

詳細をご教授下さい。

6. 市民会館について

6月議会でも賛同のほどは、早急に建設するべきかと考えています。この際、福祉文化会館や養精中も含めて検討する必要があります。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)